

防人1第8196号  
15.10.6  
改正 防人計第8444号  
19.8.31

長官官房長  
各局長  
各防衛参事官  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
統合幕僚会議議長  
技術研究本部長  
契約本部長  
防衛施設庁長官

事務次官

人事関係施策等検討会議について（通達）

標記について、別添のとおり定められたので、遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：別紙第1及び別紙第2

人事関係施策等検討会議開催要領

(趣旨)

第 1 防衛副大臣（以下「副大臣」という。）を議長とする人事関係施策等フォローアップ会議が実施する当該フォローアップ作業に係る点検及び評価を行うとともに、不祥事防止に係る提言を行うことを目的として、部外有識者からなる人事関係施策等検討会議（以下、「検討会議」という。）を開催する。

(構成)

第 2 検討会議は、副大臣が依頼する部外の有識者で構成する。

(検討事項)

第 3 検討会議は、次の事項について討議する。

- (1) 人事関係施策等フォローアップ会議が実施する当該フォローアップ作業に係る点検及び評価
- (2) 防衛省・自衛隊における今後の不祥事防止施策の在り方

(運営)

第 4 円滑な議事進行を行うため、検討会議に座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

- 2 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する構成員が、その代理を務める。
- 3 座長は、検討会議における討議を整理し、副大臣に報告する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、関係者を検討会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、副大臣に対し書類の提出を求め、又は必要な事項の調査を求めることができる。
- 6 副大臣は、座長の了解を得て、必要に応じ所要の職員を検討会議に参加させることができる。

(庶務)

第 5 検討会議の庶務は、人事教育局サービス管理官において処理する。

(雑則)

第 6 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

人事関係施策等検討会議委員名簿

か の ただ お  
仮 野 忠 男 (政治ジャーナリスト)

きり むら しん じ  
桐 村 晋 次 (日本経営倫理学会理事、古河物流株式会社 相談役)

くり ばやし ただ お  
栗 林 忠 男 (慶應義塾大学名誉教授)

た なべ くに こ  
田 辺 邦 子 (弁護士)

つ く い たて み  
津久井 建 美 (元空将補 元第11飛行教育団司令)

とみ た みのる  
富 田 稔 (元1等海佐 元艦船補給処副処長)

ふく た ただ のり  
福 田 忠 典 (元陸将 元富士学校長)

(五十音順・敬称略)